

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について（通知）

本年の給与改定に伴う「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が本日公布されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

つきましては、管内の学校長及び教職員に対して周知していただくようお願いします。

記

1 改正の目的

この改正条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成 26 年 10 月 14 日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する諸手当の改定をするものである。

2 改正内容

（1）期末手当及び勤勉手当

次のとおり支給月数を引上げ

区分		改正前の支給月数			改正後の支給月数					
					平成26年度			平成27年度以降		
		6 月期	12月期	計	6 月期	12月期	計	6 月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	期末手当	月 1. 20	月 1. 35	月 2. 55	月 1. 20	月 1. 35	月 2. 55	月 1. 20	月 1. 35	月 2. 55
	勤勉手当	月 0. 65	月 0. 65	月 1. 30	月 0. 65	月 <u>0. 75</u>	月 <u>1. 40</u>	月 <u>0. 70</u>	月 <u>0. 70</u>	月 <u>1. 40</u>
	計	月 1. 85	月 2. 00	月 3. 85	月 1. 85	月 <u>2. 10</u>	月 <u>3. 95</u>	月 <u>1. 90</u>	月 <u>2. 05</u>	月 <u>3. 95</u>
再任用職員	期末手当	月 0. 64	月 0. 735	月 1. 375	月 0. 64	月 0. 735	月 1. 375	月 0. 64	月 0. 735	月 1. 375
	勤勉手当	月 0. 325	月 0. 325	月 0. 65	月 0. 325	月 <u>0. 375</u>	月 <u>0. 70</u>	月 <u>0. 35</u>	月 <u>0. 35</u>	月 <u>0. 70</u>
	計	月 0. 965	月 1. 06	月 2. 025	月 0. 965	月 <u>1. 11</u>	月 <u>2. 075</u>	月 <u>0. 99</u>	月 <u>1. 085</u>	月 <u>2. 075</u>

（2）管理職員特別勤務手当

現行の「臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合」に加えて、管理職員が災害への対処等の臨時又は緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前零時から午前 5 時までの間）に勤務した場合に、当該勤務 1 回につき 6,000 円を超えない範囲内で支給

※具体の額等については、今後、人事委員会規則の改正を依頼する予定

(3) 単身赴任手当

ア 単身赴任手当の基礎額を 30,000 円（現行 23,000 円）に引上げ、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算する額の限度を 70,000 円（現行 45,000 円）に引上げ

なお、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における改正後の単身赴任手当の基礎額については、「30,000 円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とし、平成 27 年度は「26,000 円」の予定

イ 再任用職員に対して単身赴任手当を支給

※具体の額等については、今後、人事委員会規則の改正を依頼する予定

(4) 特殊勤務手当

特殊勤務手当のうち非常災害時等の緊急業務等に従事した職員に対する教員特殊業務手当の支給日額を引上げ

区 分	現 行	改 正 後
非常災害時の児童生徒の保護等業務	6,400円	8,000円
激甚災害の場合（100分の100を加算）	12,800円	16,000円
児童生徒の救急業務	6,000円	7,500円
児童生徒の緊急補導業務	6,000円	7,500円
修学旅行等の引率指導業務	3,400円	4,250円
対外運動競技等の引率指導業務（泊を伴う）	3,400円	4,250円
〃（週休日等）	3,400円	4,250円
部活動指導業務（4時間以上）	2,400円	3,000円
〃（2時間以上4時間未満）	1,200円	1,500円

3 施行期日等

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、2（1）の平成 26 年 12 月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは公布の日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

また、2（4）の特殊勤務手当に係るものは公布の日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

（平成 26 年 10 月から同年 11 月分に係る差額分については、平成 27 年 1 月の月例給与において追給される。）

4 その他

東京都の特別区、大阪市及び名古屋市に所在する公署に勤務する職員に係る自動車等使用者の通勤手当の支給額については、国に準じて人事委員会規則の改正を依頼する予定（平成 27 年 4 月 1 日施行予定）

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課
給与担当 浜地、溝渕
TEL：088-821-4906